

第2号様式【事後審査型】

入札公告

県営ため池等整備事業 東濃地区 上原1号池第1号工事に関する一般競争入札公告

県営ため池等整備事業 東濃地区 上原1号池第1号工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

平成26年9月3日

岐阜県東濃農林事務所長 矢野 秀治

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 東農工第2601号  
工事名 県営ため池等整備事業 東濃地区 上原1号池第1号工事  
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 多治見市笠原町地内
- (3) 工事概要 工種 堤体工 196.2m 掘削工 27,874m<sup>3</sup> 盛土工 24,961m<sup>3</sup>  
洪水吐工 1式 取水工 1式 付帯工 1式
- (4) 工期 平成28年9月30日まで
- (5) 予定価格 事後公表(この工事は「予定価格事後公表」の試行案件である。)
- (6) 低入札調査基準価格 有(失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型②）の試行工事です。

2 入札参加資格

参加方法は、単体もしくは、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による一般競争入札とします。

- (1) 単体での本工事の入札に参加する者に必要な資格は次の通りです。

必要な建設業の許可	特定・一般（土木工事業）
業種及び総合点数	建設業法に規定する土木一式工事業に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の本工事の公告日における総合点数が930点以上あること。
施工実績に関する条件	平成11年度以降入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。 なお、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事のうち下記に示すものに係る実績である場合にあっては工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費15,000万円以上の施工実績
配置技術者に関する条件	本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成26年11月4日）には専任で配置できる者であること。 ア 技術士（農業部門農業土木）の資格を有する者であること。 イ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。 ウ 平成11年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる土木一式工事において元請け人として工事費が9,000万円以上の監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。） ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1千万円未満の工事 ② 請負代金の金額が1千万円以上2千5百万円未満の工事であっても、平成25、24年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上（平成25、24年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる受注実績がない場合は、平成23、22年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事 ③ 請負代金の金額が1千万円以上2千5百万円未満である総合評価落札方式試行工事
事業所の所在地に関する条件	入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】別表1に示す東濃圏域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。

設計業務等の受託者等
(1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社興栄コンサルタント
(2) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。 ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の条件
入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】に示すとおりとする。

- (2) 共同企業体で本工事の入札に参加する場合は、その構成員は2者で、結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は、次の通りです。

【構成員の資格要件】

必要な建設業の許可
特定・一般（土木工事業）
業種及び総合点数
建設業法に規定する土木一式工事業に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の本工事の公告日における総合点数が代表構成委員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）は、930点以上あり、かつ、その他の構成員も、930点以上であること。
施工実績に関する条件
平成11年度以降入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）までに、元請けとして、土木1式工事を自ら施工した実績を有すること
配置技術者に関する条件
技術士（農業部門「農業土木」）又は1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する技術者を、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成26年11月4日）までには専任で配置できること。
設計業務等の受託者等
(1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 株式会社興栄コンサルタント
(2) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。 ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の条件
入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】に示すとおりとする。

【共同企業体の資格要件】

構成員の各々の出資比率
構成員は2者とし出資比率は、40%以上であること。
施工実績に関する条件
<代表構成委員> 平成11年度以降入札参加資格確認申請期限日（以下「申請期限日」という。）までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。） なお、当該実績が国及び岐阜県が発注した工事のうち下記に示すものに係る実績である場合にあっては工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費15,000万円以上の施工実績
<代表構成員以外の構成員> 規定なし
配置技術者に関する条件
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（平成26年11月4日）には専任で配置できる者であること。 ア 技術士（農業部門（農業土木）の資格を有する者であること。 イ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する者であること。 ウ 平成11年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる土木一式工事において元請け人として工事費が9,000万円以上の監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理（又は主任）技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。） ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1千万円未満の工事 ② 請負代金の金額が1千万円以上2千5百万円未満の工事であっても、平成25、24年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上（平成25、24年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる受注実績がない場合は、平成23、22年度における岐阜県発注工事の当該工種（土木一式）に係わる工事成績評定点の平均が75点以上）である有資格業者が受注した工事

③ 請負代金の金額が1千万円以上2千5百万円未満である総合評価落札方式試行工事	
事務所の所在地に関する条件	共同企業体の構成員はすべて、入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】別表1に示す東濃圏域に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店が所在すること。
その他の条件	入札公告共通事項【事後審査型・総合評価落札方式】に示すとおりとする。

### 3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県東濃農林事務所 総務課管理調整係	0572-23-1111 (内線283, 293)	〒507-8708 岐阜県多治見市上野町5-68-1
工事担当課	岐阜県東濃農林事務所 農業振興課農地整備係	0572-23-1111 (内線285)	岐阜県東濃西部総合庁舎3階

### 4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	平成26年 9月 3日(水) 午前9時から 平成26年 9月29日(月) 午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード 入札担当課(又は工事担当課)による閲覧
質問の受付	平成26年 9月 3日(水) 午前9時から 平成26年 9月22日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合 工事担当課まで持参
回答書の閲覧	平成26年 9月 3日(水) 午前9時から 平成26年 9月29日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる 工事担当課による閲覧
入札参加資格確認申請 (技術資料の提出)	平成26年 9月 3日(水) 午前9時から 平成26年 9月11日(木) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合 別記様式1を入札担当課まで持参 (技術資料申請様式1及び2を添付)
参加資格の確認	平成26年 9月12日(金) まで	電子入札システムによる
入札書提出受付	平成26年 9月26日(金) 午前9時から 平成26年 9月29日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	平成26年 9月30日(火) 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県東濃西部総合庁舎3階東濃農林事務所 ※紙入札の場合、入札参加資格確認通知書の写しを持参のこと
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	平成26年 10月1日(水) 午前9時から 平成26年 10月2日(木) 午後4時まで	別記様式2を工事担当課まで持参
参加資格がないと認められた者からの理由の説明請求	参加資格不適格通知をした日から起算して7日以内(県の機関の休日を含まない)	工事担当課まで持参 書面(様式は自由)
理由の説明請求に対する回答	説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。

### 5 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

- ① 入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
- ② 技術資料で示された実績等により最大28.5点の加算点を与えます。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、「総合評価方式の内容」において明記しています。

#### (2) 評価項目

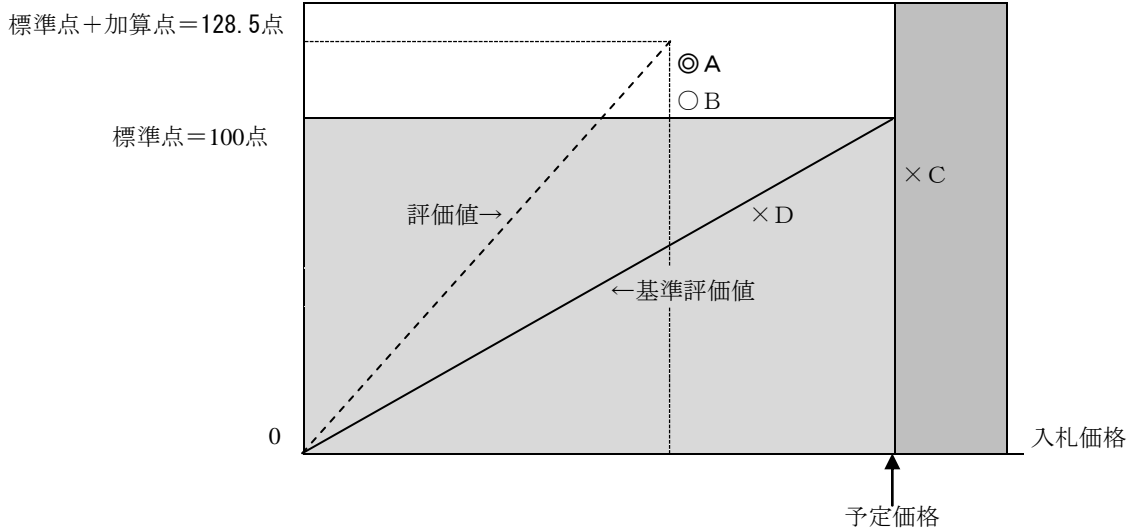
評価項目：以下に示す項目を評価項目とします。

- (ア) 施工能力に関する事項
  - ・堤体盛土工の品質管理及び施工方法について
- (イ) 企業能力に関する事項
- (ウ) 技術者の能力に関する事項
- (エ) 地域要件に関する事項

## ② 総合評価落札方式の内容

### 1 簡易型② 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



A：落札者◎

B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○

C：非落札者（予定価格を超過）×

D：非落札者（基準評価値を下回る）×

### ②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

a. 入札価格 ≤ 予定価格

b. 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）

c. 評価値 ≥ 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

### 2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）技術者の能力に関する事項

（エ）地域要件に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、主要資材、環境配慮、及び技術所見により評価

・「堤体盛土工の品質管理及び施工方法について」

（イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績スタッフ数、優良工事施工者表彰、機械保有状況により評価

（ウ）同種・類似工事施工実績、保有資格、継続教育（CPD）の取り組み状況により評価

（エ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、県管理道路に対するボランティア活動、近隣地域施工実績、除雪業務等実績、休日及び夜間の道路維持作業の実績、休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績、新分野活動、県内企業の活用率により評価

### 3 標準点及び加算点

- ①標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。  
 ②加算点：評価基準に応じて付与する点数とする。

#### 4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	標準	選択	簡易型 ②
				28.5点
施工能力	安全対策	○		1.5
	主要資材		○	1
	環境配慮	○		1
	技術所見	○		5
企業能力	工事成績評定点	○		2
	同種(類似)工事施工実績	○		1
	スタッフ数	○		1.5
	優良工事施工者表彰	○		1
	機械保有状況		○	1.5
配置予定技術者の能力	同種(類似)工事施工実績	○		1
	保有資格	○		1.5
	継続教育(CPU)の取組状況	○		0.5
地域要件	営業拠点	○		1
	災害協定参加等	○		1
	ボランティア活動	○		1
	県管理道路に対するボランティア活動	○		0.5
	近隣地域施工実績	○		1
	除雪業務等実績	○		2
	休日及び夜間の道路維持作業の実績	○		1
	休日及び夜間の河川維持作業の実績	○		0.5
	新分野の活動	○		1
	県内企業の活用率	○		1
				28.5点

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価
工程管理			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札資格参加停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設工事無災害表彰(岐阜県内の工事に限る) ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1. 5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴ありかつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近3か年度に県からの工事事故等による入札参加資格停止処置あり	▲1. 5
主要資材	県内での調達への奨励	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	1
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	0
品質管理			
環境配慮	I S O 認定取得の状況	I S O 9 0 0 0 S 並びに 1 4 0 0 1 取得済	1
		I S O 9 0 0 0 S 又は 1 4 0 0 1 取得済	0. 5
		取得なし	0
技術所見	施工上の課題	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があると評価できるもの	5
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があると評価できるもの	4
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的工夫があると評価できるもの	3
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なく、あまり評価できないもの	2
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がなく評価できないもの	1 または 0

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価
工事成績評定点	直近3か年度に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注の土木一式工事のみ対象)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無	部長表彰歴あり	1
		現地機関の長による表彰歴あり	0.5
		表彰歴なし	0
機械保有状況	当該工事に関する、主要機械の保有状況	すべて自社保有(長期リースによる保有を含む)あり	1.5
		自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり	0.75
		保有なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工実績	直近15か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり	1
		類似工事の実績あり	0.5
		実績なし	0
保有資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士又はME、かつ自然工法管理士	1.5
		1級土木施工管理技士又は技術士又はME	1
		2級土木施工管理技士かつ自然工法管理士	0.5
		上記以外	0
継続機構(CPD)の取り組み状況	直近2か年度の各団体が発行するCPDの単位取得 単位=ユニット	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、または取得なし	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	多治見市内に本店あり	1
		東濃農林事務所管内(多治見市内を除く)に本店あり	0.5
		同一圏域内に本店あり	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建設部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動なし	0

ボランティア活動	直近1か年度の活動の有無	多治見市内での実績あり	1
		東濃農林事務所管内(多治見市内を除く)での実績あり	0.75
		岐阜県内での実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
県管理道路に対するボランティア活動	直近1か年度の県管理道路での道路の穴埋め処理活動実績の有無	東濃農林事務所管内で3回以上の実績あり	0.5
		岐阜県内で3回以上の実績あり	0.25
		岐阜県内で3回未満の実績あり、又は実績無し	0
近隣地域施工実績	直近5か年度に完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無(国及び岐阜県発注工事のみ対象)	多治見市内での施工実績あり	1
		東濃農林事務所管内(多治見市内を除く)での施工実績あり	0.75
		岐阜県内(同一管内を除く)での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での実績なし	0
除雪業務等の受託実績	直近2か年度の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績の有無 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする。	東濃農林事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	2
		東濃農林事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり	1.5
		東濃農林事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	1
		東濃農林事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり	0.5
		岐阜県内での受託実績なし	0
休日及び夜間の道路維持作業の実績	直近3か年度の県管理道路の道路維持業務(除排雪又は凍結防止剤散布業務を除く)、異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業等を実施した実績の有無	東濃農林事務所管内での実績あり(元請け)	1
		東濃農林事務所管内以外での実績あり(元請け)	0.75
		東濃農林事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.5
		東濃農林事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績	直近3か年度の県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日又は夜間に維持作業を実施した実績の有無	東濃農林事務所管内での実績あり(元請け)	0.5
		東濃農林事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力)	0.25
		実績なし	0
新分野活動	直近2か年度の新分野活動実績の有無(岐阜県内での活動に限る)	新分野活動実績あり	1
		新分野活動実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

## 5 技術所見

他期間及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められない。

技術提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記に示すような提案内容は評価しない。

- ① 提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの  
(例:「徹底する」「周知徹底する」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」)
- ② 提案の実行の有無が確認できないもの  
(例:実行したことを、写真等で確認できないもの)
- ③ 提案内容に明確な効果が認められないもの
- ④ 提案の実行に確実性がないもの  
(例:「監督員との協議により施工する」)  
(例:「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない。)



## 5 落札者の決定

評価値及び落札者の決定

(入札参加者が7者の例)

入 札 者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ① ②= ③	入札金額 ④	評価値 ③/④×1 ,000,000	評価順位 (落札者 )
		施工能 力	企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.5	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.0	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	5
C	100.00	1.0	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	6
D	100.00	-0.5	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.5	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1(落札)

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

## 6 実施上の留意事項

### ① 責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札時に付与した加算点の再計算を行い、成績評定を減点するものとする。

$$8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

$\alpha$  : 当初の加算点 (県内企業の活用率の加算点)

$\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (県内企業の活用率の加算点)

(最大値8点は、工事成績採点の審査項目別運用表別紙-2 7 法令遵守等の文書注意相当の減点値)